

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
1	平成30年2月20日	非開示 (不存在)	1及び3（開示請求書別紙2及び4） 〈以下の学校が該当〉 総合工科高等学校、深沢高等学校、世田谷泉高等学校、練馬工業高等学校、江北高等学校、城北特別支援学校、葛西南高等学校、片倉高等学校、府中高等学校、神代高等学校、多摩科学技術高等学校、東村山高等学校、福生高等学校、新島高等学校 〈非開示理由〉 保存期間が満了したため現に保有しておらず、存在しないため 2（開示請求書別紙3） 〈以下の学校が該当〉 総合工科高等学校、深沢高等学校、世田谷泉高等学校、練馬工業高等学校、江北高等学校、城北特別支援学校、葛西南高等学校、片倉高等学校、府中高等学校、神代高等学校、多摩科学技術高等学校、東村山高等学校、福生高等学校、新島高等学校 〈非開示理由〉 請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	総務部 総務課	1151	平成30年4月24日	請求文書内容につき、不服のため。	本件開示請求の対象校となる「平成元年から平成29年度までの間に校舎耐震補強工事を実施した都立学校」において確認したところ、本件決定処分を行った14校については、開示請求書別紙2及び開示請求書別紙4にかかる対象公文書は現存しておらず、不存在であった。当該14校については、平成18年度までに耐震補強工事を実施しており、「東京都教育委員会文書管理規則」及び「教育委員会（都立学校）共通事案に係る文書等保存期間表」では、「工事に係る役務の提供に関するもの」についての保存期間の基準は、3年又は5年と定められている。以上のことから、開示請求書別紙2及び開示請求書別紙4にかかる対象公文書は不存在（保存期間が満了したため現に保有しておらず、存在しない）であり、公文書の全部を開示しない決定を行った。 また、開示請求書別紙3についても、請求に係る公文書が保有されていない理由を付した文書は不存在（作成及び取得しておらず、存在しない）であったため、公文書の全部を開示しない決定を行った。
2	平成30年3月26日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	都立学校教育 部高等学校 学校教育課	1157	平成30年5月17日	不存在について争う。	請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定により、開示請求に係る公文書が存在しないため非開示とする処分を行った。
3	平成30年3月26日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	都立学校教育 部高等学校 学校教育課				
4	平成30年3月19日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	都立学校教育 部高等学校 学校教育課				
5	平成30年4月13日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、現に保有しておらず、存在しないため	都立学校教育 部高等学校 学校教育課	1195	平成30年8月8日	別紙8 東京都公文書開示送付文波線部分記載の通り、別紙1-7の各処分について文書が存在する可能性を示唆されたので、開示願います。	教育庁では別途、「大規模改修 実績及び計画」に係る資料を作成しているものの、「都立学校校舎耐震補強工事完了後、本日現在までに、校舎改修工事（大規模改修等）実施した」学校をリスト一覧化した公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、公文書の全部を開示しない決定を行った。 予算、決算関係書類は存在が確認できないため、「現に保有しておらず、存在しない」ことから、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
6	平成30年4月27日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	都立学校教育 部高等学校 学校教育課				請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
7	平成30年4月24日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立○ ○高等学校				請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
8	平成30年4月27日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立○ ○高等学校				請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
9	平成30年5月29日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立○ ○高等学校				請求に係る公文書は、現に保有しておらず存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
10	平成30年5月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立○ ○高等学校				請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
11	平成30年6月8日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、現に保有しておらず、存在しないため	総務部総務課	1196	平成30年8月8日	別紙7 東京都公文書開示送付文、波線部分記載の通り、別紙1-6の各処分について文書が存在する可能性を示唆されたので、開示願います。	1については、本件開示請求の対象校となる都立学校（公文書非開示決定処分（平成〇年〇月〇日付〇〇〇第〇号）に記載の学校）において確認したところ、指定された文書は現存せず確認できないため、請求に係る公文書は不存在（現に保有しておらず、存在しない）であった。 2、3及び4については、不存在（現に保有しておらず、存在しない）であった。このため、条例11条2項の規定により、公文書の全部を開示しない決定を行った。
12	平成30年4月3日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	都立学校教育部高等学校教育課				請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定により、公文書の全部を開示しない決定を行った。
13	平成30年4月13日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	都立学校教育部高等学校教育課				請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定により、公文書の全部を開示しない決定を行った。
14	平成30年6月8日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	都立学校教育部高等学校教育課				請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定により、非開示とする決定を行った。
15	平成30年6月8日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立〇〇高等学校				当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とした。
16	平成30年7月23日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立〇〇高等学校				1及び2については、請求に係る公文書は、請求に係る文書は現に保有しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定により、非開示とする決定を行った。 3については、当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする決定を行った。
17	平成30年5月28日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立〇〇高等学校	1201	平成30年9月4日	別紙2 東京都公文書開示送付文、波線部分記載の通り、別紙1の処分について文書が存在する可能性を示唆されたので、開示願います。	1及び2については、請求に係る公文書は、請求に係る文書は現に保有しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定により、非開示とする決定を行った。 3については、当該工事は東京都財務局に施行委任しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
18	平成30年6月5日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	都立学校教育部高等学校教育課	1207	平成30年10月1日	不存在について争う。	請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定により、公文書の全部を開示しない決定を行った。
19	平成30年7月25日	非開示 (不存在)	請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	都立学校教育部高等学校教育課	1216	平成30年10月22日	存在しているはずであると思うため。	請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、条例11条2項の規定により、公文書の全部を開示しない決定を行った。
20	平成30年6月29日	開示	<対象公文書> 1 平成13年度教育庁耐震診断結果一覧 2 都立〇〇高等学校（H17）耐震補強工事 工事施工写真	東京都立〇〇高等学校	1228	平成30年11月16日	開示請求書2、3について、公文書が開示されていないため、開示を求める。	1については「平成13年度 教育庁耐震診断結果一覧」、2については「都立〇〇高等学校（H17）耐震補強工事 工事施工写真」を開示決定した。
21	平成30年6月29日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、不存在のため	東京都立〇〇高等学校				請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、公文書の全部を開示しない決定を行った。

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
22	平成30年8月31日	開示	<p><対象公文書></p> <p>ア 平成13年度都立〇〇高等学校 (13) 耐震診断調査報告② 〇〇棟報告書 (第6章補強についての検討結果)</p> <p>イ 都立〇〇高等学校 (H17) 耐震補強工事 工事施工写真</p> <p>ウ 都立〇〇高等学校 (H17) 耐震補強工事 工事検査調書</p> <p>エ 都立〇〇高等学校 (27) 改修工事写真 外部改修工事 (〇〇棟 内部施工状況)</p> <p>オ 国土交通省大臣官房庁営繕部監修 建築工事監理指針</p>	東京都立〇〇高等学校	1229	平成30年11月16日	請求内容の全てを満たす公文書ではないため、開示を求める。	開示請求内容2に対してはアを、開示請求内容4に対してはア、イ、ウを、開示請求内容6に対してはエを、開示請求内容7に対してはア、ウ、オを特定し、条例11条1項に基づき適正に開示の決定を行った。
23	平成30年6月28日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、不存在のため	東京都立〇〇高等学校	1230	平成30年11月16日	変更しているにも係わらず、非開示決定となされた為。	請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、公文書の全部を開示しない決定を行った。
24	平成30年8月31日	開示	<p><対象公文書></p> <p>ア 平成13年度都立〇〇高等学校 (13) 耐震診断調査校舎② 〇〇棟報告書 (第6章補強についての検討結果)</p> <p>イ 都立〇〇高等学校 (27) 改修工事 図面「各棟仕上共通事項・校舎棟 外部仕上表」</p> <p>ウ 都立〇〇高等学校 (27) 改修工事 特記仕様書 (P84~P88)</p> <p>エ 都立〇〇高等学校 (27) 改修工事写真 外部改修工事 (〇〇棟 内部施工状況)</p> <p>オ 国土交通省大臣官房庁営繕部監修 建築工事監理指針</p>	東京都立〇〇高等学校	1248	平成31年2月5日	開示決定については、請求内容の全てを満たす公文書ではない為、開示を求める。 非開示決定については、取り消しを求める。	開示請求内容2に対してはアを、開示請求内容6に対してはイ、ウ及びエを、開示請求内容8に対しては下記オを特定し、条例11条1項に基づき適正に開示の決定を行った。
25	平成30年8月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、不存在のため	東京都立〇〇高等学校				開示請求内容10については、請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、公文書の全部を開示しない決定を行った。
26	平成30年11月5日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、不存在のため	東京都立〇〇高等学校	1249	平成31年2月5日	耐震性能が確保されていない為。	同校校舎の耐震性能は確保されていたため、請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、公文書の全部を開示しない決定を行った。
27	平成30年12月3日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、不存在のため	東京都立〇〇高等学校	1251	平成31年2月8日	昨年〇月〇日以来、開示請求者は開示請求を行っていますが、その間、東京都教育委員会では、本来公文書として存在しているにも関わらず、「非開示決定」として決定通知してきている事案があります。かかる由々しき事態は情報公開制度そのものの根底を揺るがすことです。	請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、公文書の全部を開示しない決定を行った。

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
28	平成30年12月3日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、不存在のため	東京都立〇〇高等学校	1252	平成31年2月8日	別紙1の決裁文書に示された状況を調査したにも関わらず、都の建築構造専門職は現地に赴きながら何等レポート・備忘録等を書き残していないと主張する点は、不自然な為。	請求に係る文書は作成及び取得しておらず、存在しないことから、公文書の全部を開示しない決定を行った。
29	平成30年10月26日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立〇〇高等学校	1264	平成31年4月1日	(別紙1)の決裁文書作成後、東京都の建築構造専門職(別紙2、7ページ)が〇〇高校を現地調査し、その後の補修方針を確定したと主張している。上記、「非開示決定通知書」内容が、作成されていない場合は建物耐震上、極めて由々しき事態と言える。	請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
30	平成30年12月3日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しないため	東京都立〇〇高等学校	1265	平成31年4月1日	東京都(東京都教育委員会)別紙1に示された建物不具合原因(ジャンカ等)について施工業者方の指摘があるにも関わらず、説明責任を一切回避しているため。	請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
31	平成31年3月28日	非開示 (不存在)	当該職員は土壌汚染ではないと主張していないため、請求に係る文書は、作成及び取得しておらず存在しない。	都立学校教育部高等学校教育課	1296	令和元年6月28日	上記公文書に主張する「土壌汚染ではない。」と嘘偽を主張しているため。	審査請求人が行った開示請求に係る公文書は、「教育庁〇〇が「土壌汚染ではない。」と主張する具体的かつ客観的な理由・根拠(根拠条文・条例・庁内報告書・“働きかけ”に基づく報告書・決裁文書(当該主張の判断を形成した文書等を含む)を全て請求します。」として公文書の開示を求めるものであるが、教育庁職員〇〇は、「土壌汚染ではない。」との主張はしていないため、当該請求に係る公文書は現に作成しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
32	平成31年3月28日	非開示 (不存在)	周辺環境のモニタリングを行っていないため、請求に係る文書は、作成及び取得しておらず、存在しない。	都立学校教育部高等学校教育課	1297	令和元年6月28日	上記調査が成されていない場合、生徒・保護者・住民等の健康上の安全確認は、如可なる方法で検証されたかが不明であるため。	審査請求人が行った開示請求に係る公文書は、「周辺環境保全対策として実施した基準不適合土壌の掘削作業中の周辺環境モニタリング結果」の開示を求めるものであるが、工事は財務局へ施工委任しており、周辺環境モニタリング結果を記載した当該請求に係る公文書は、現に作成及び取得していないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。 なお、都立〇〇高等学校が工事完了後、施工委任先である財務局から施行関係書類の引渡しを受けているが、「周辺環境モニタリング結果」が記載された公文書は存在しない。

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
33	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立府中東高等学校	1298	令和元年6月28日	各1がない場合、その耐震性を確保しているという証明ができず、その様な”事実”の上で、全ての“証拠”を開示したことにはならない為。	請求に係る公文書は現に保有しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立昭和高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立練馬工業高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立小金井工業高等学校				
34	平成31年1月31日	開示	<対象公文書> ア 都立〇〇高等学校(27)改修工事 契約内容変更決定通知書 イ 都立〇〇高等学校(H17)耐震補強工事 工事検査調書(完了)	東京都立〇〇高等学校	1299	令和元年6月28日	別紙 開示請求書、開示請求内容につき事項を満たしていないにも関わらず、各決定通知書を通知したため。	開示請求内容1に対しては下記イ及びエ、開示請求内容2に対しては下記ア、ウ及びオの文書を特定し、条例11条1項の規定により、開示及び一部開示とする決定を行った。
	平成31年1月31日	一部開示	<対象公文書> ウ 平成13年度 都立〇〇高等学校(13)耐震診断調査 校舎②(〇〇棟) 報告書 エ 都立〇〇高等学校(H17)耐震補強工事 工事完了届 オ 都立〇〇高等学校(27)改修工事 工事請負契約書 <非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。【条例7条4号に該当】 ・学校の施設名及び教室名 犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】	東京都立〇〇高等学校				

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
35	平成31年1月31日	開示	<対象公文書> ア 都立八王子北高等学校 (24) 校舎改修工事 契約内容変更決定通知書	東京都立八王子北高等学校	1300	令和元年6月28日	別紙開示請求書、開示請求内容につき事項を満たしていないにも関わらず、各決定通知書を通知したため。	【東京都立八王子北高等学校】 開示請求内容1に対しては下記イを、開示請求内容2に対しては下記ア及びウの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。 <開示決定対象公文書> ア 都立八王子北高等学校 (24) 校舎棟改修工事 契約内容変更決定通知書 <一部開示決定対象公文書> イ 都立八王子高等学校 (H17) 耐震補強工事 工事完了届 ウ 都立八王子北高等学校 (24) 校舎棟改修工事 工事請負契約書
	平成31年1月31日	一部開示	<対象公文書> イ 都立八王子高等学校 (H17) 耐震補強工事 工事完了届 ウ 都立八王子北高等学校 (24) 校舎棟改修工事 工事請負契約書 <非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】	東京都立八王子北高等学校				
	平成31年1月31日	開示	<対象公文書> ア 都立園芸高等学校 (H17) 耐震補強(一部改築)その他改修工事実施設計 棟名①②③棟(本館棟) 建築物耐震改修等評価書 イ 都立園芸高等学校 (H17) 耐震補強(一部改築)その他改修工事実施設計 棟名⑨(造園棟) 建築物耐震改修等評価書 都立園芸高等学校 (H18) 改築及び改修工事 ウ 工事検査調書(完了) エ 契約内容変更決定通知書 オ 設計変更概要及び理由書	東京都立園芸高等学校				
	平成31年1月31日	一部開示	<対象公文書> 都立園芸高等学校 (H18) 改築及び改修工事 オ 工事完了届 カ 工事請負契約書 <非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】	東京都立園芸高等学校				

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> ア 都立杉並地区昼夜間定時制高等学校 (仮称) 校舎①-1. 2. 3棟耐震診断調査委託 報告書 都立杉並地区昼夜間定時制高等学校 (仮称) (H17) 改修工事 イ 工事検査調書 (完了) ウ 契約内容変更決定通知書</p>	東京都立荻窪高等学校				<p>【東京都立荻窪高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア、イ及びエを、開示請求内容2に対しては下記ウ及びオの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。</p>
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> 都立杉並地区昼夜間定時制高等学校 (仮称) (H17) 改修工事 エ 工事完了届 オ 工事請負契約書 <非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの (他の情報と照合することができることとなるものを含む) であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p>	東京都立荻窪高等学校				<p><開示決定対象公文書> ア 都立杉並地区昼夜間定時制高等学校 (仮称) 校舎①-1. 2. 3棟耐震診断調査委託 報告書 イ 工事検査調書 (完了) ウ 契約内容変更決定通知書</p> <p><一部開示決定対象公文書> エ 都立杉並地区昼夜間定時制高等学校 (仮称) (H17) 改修工事 工事完了届 オ 都立杉並地区昼夜間定時制高等学校 (仮称) (H17) 改修工事 工事請負契約書</p>
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> 都立葛飾地区総合学科高等学校 (仮称) (H16) 改修工事 ア 工事検査調書 (完了) イ 契約内容変更決定通知書 ウ 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 1号棟 耐震補強設計委報告書 エ 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 2号棟 耐震補強設計委報告書 オ 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 3A号棟 耐震補強設計委報告書 カ 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 3B棟 耐震補強設計委報告書 キ 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 6号棟 耐震補強設計委報告書 ク 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 7号棟 耐震補強設計委報告書</p>	東京都立葛飾総合高等学校				<p>【東京都立葛飾総合高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア及びウからケまでを、開示請求内容2に対しては下記イ及びコの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。</p> <p><開示決定対象公文書> 都立葛飾地区総合学科高等学校 (仮称) (H16) 改修工事 ア 工事検査調書 (完了) イ 契約内容変更決定通知書 ウ 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 1号棟 耐震補強設計報告書 エ 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 2号棟 耐震補強設計報告書 オ 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 3A号棟 耐震補強設計報告書 カ 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 3B号棟 耐震補強設計報告書 キ 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 6号棟 耐震補強設計報告書 ク 都立葛飾地区総合学科高等学校 (15) 改修工事実施設計 7号棟 耐震補強設計報告書</p>

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> 都立葛飾地区総合学科高等学校（仮称）（H16）改修工事 ケ 工事完了届 コ 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p>	東京都立葛飾総合高等学校				<p><一部開示決定対象公文書> ケ 都立葛飾地区総合学科高等学校（仮称）（H16）改修工事 工事完了届 コ 都立葛飾地区総合学科高等学校（仮称）（H16）改修工事 工事請負契約書</p>
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> ア 都立小岩高等学校（23）改修及び改築工事検査調書（完了） イ 都立小岩高等学校（23）改修及び改築契約内容変更決定通知書 ウ 既存RC造、SRC造建築物の耐震診断計算書</p>	東京都立小岩高等学校				<p>【東京都立小岩高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア、ウ及びエを、開示請求内容2に対しては下記イ及びオの文書を特定し、開示の決定を行った。</p>
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> 都立小岩高等学校（23）改修及び改築工事 エ 工事完了届 オ 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p>	東京都立小岩高等学校				<p><開示決定対象公文書> ア 都立小岩高等学校（23）改修及び改築 工事検査調書（完了） イ 都立小岩高等学校（23）改修及び改築 契約内容変更決定通知書 ウ 既存RC造、SRC造建築物の耐震診断計算書</p> <p><一部開示決定対象公文書> 都立小岩高等学校（23）改修及び改築工事 エ 工事完了届 オ 工事請負契約書</p>
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> 都立杉並地区総合学科高等学校（仮称）（14）校舎その他改修工事 ア 工事検査調書（完了） イ 契約内容変更決定通知書</p>	東京都立杉並総合高等学校				<p>【東京都立杉並総合高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア及びウを、開示請求内容2に対しては下記イ及びエの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。</p>

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> 都立杉並地区総合学科高等学校（仮称） （14）校舎その他改修工事 ウ 工事完了届 エ 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p>	東京都立杉並総合高等学校				<p><開示決定対象公文書> ア 都立杉並地区総合学科高等学校（仮称）（14）校舎その他改修工事 工事検査調書 イ 同上 契約内容変更決定通知書</p> <p><一部開示決定対象公文書> ウ 都立杉並地区総合学科高等学校（仮称）（14）校舎その他改修工事 工事完了届 エ 都立杉並地区総合学科高等学校（仮称）（14）校舎その他改修工事 工事請負契約書</p>
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> 都立世田谷地区総合学科高等学校（仮称） （H17）改築及び改修工事 ア 工事検査調書（完了） イ 契約内容変更決定通知書</p>	東京都立世田谷総合高等学校				<p>【東京都立世田谷総合高等学校】 開示請求内容1に対しては下記イからサまでを、開示請求内容2に対しては下記ア及びシの文書を特定し、開示の決定を行った。</p>
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> ウ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 概要書 エ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 教室棟 報告書 オ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 管理棟 報告書 カ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 機械実習棟 報告書 キ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 応用化学実習棟 報告書 ク 都立砧工業高等学校耐震診断調査 鋳造実習棟 報告書 ケ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 プラント実習棟 報告書 コ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 鍛造実習棟 報告書 都立世田谷地区総合学科高等学校（仮称） （H17）改築及び改修工事 サ 工事完了届 シ 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由> ・業者の社員名、社員の写真及び資格 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】</p>	東京都立世田谷総合高等学校				<p><開示決定対象公文書> 都立世田谷地区総合学科高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事に係る ア 契約内容変更決定通知書 イ 工事検査調書（完了）</p> <p><一部開示決定対象公文書> ウ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 概要書 エ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 教室棟 報告書 オ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 管理棟 報告書 カ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 機械実習棟 報告書 キ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 応用化学実習棟 報告書 ク 都立砧工業高等学校耐震診断調査 鋳造実習棟 報告書 ケ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 プラント実習棟 報告書 コ 都立砧工業高等学校耐震診断調査 鍛造実習棟 報告書 都立世田谷地区総合学科高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事 サ 工事完了届 シ 工事請負契約書</p>

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
			<ul style="list-style-type: none"> ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】 ・学校施設名及び教室名 犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】 					
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> 都立青梅地区総合学科高等学校（仮称）（H16）改修工事 ア 工事検査調書（完了） イ 契約内容変更決定通知書 ウ 都立農林高等学校耐震診断調査 （ア）1棟（管理棟1）報告書 （イ）2棟（管理棟2）報告書 （ウ）3棟（家政科棟）報告書 （エ）4-1棟（食品製造家政科棟1）報告書 （オ）5棟（食品製造家政科棟2）報告書 （カ）6棟（食品製造家政科棟3）報告書 （キ）7棟（林業土木棟（旧）1）報告書 （ク）8棟（林業土木棟（旧）2）報告書 （ケ）9棟（林業土木棟（新）1）報告書</p>	東京都立青梅総合高等学校				<p>【東京都立青梅総合高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア、ウ及びエを、開示請求内容2に対しては下記イ及びオの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。</p> <p><開示決定対象公文書> 都立青梅地区総合学科高等学校（仮称）（H16）改修工事 ア 工事検査調書（完了） イ 契約内容変更決定通知書 ウ 都立農林高等学校耐震断調査 1棟（管理棟1）報告書 2棟（管理棟2）報告書 3棟（家政科棟）報告書 4-1棟（食品製造家政科棟1）報告書 5棟（食品製造家政科棟2）報告書 6棟（食品製造家政科棟3）報告書 7棟（林業土木棟（旧）1）報告書 8棟（林業土木棟（旧）2）報告書 9棟（林業土木棟（新）1）報告書</p>
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> 都立青梅地区総合学科高等学校（仮称）（H16）改修工事 エ 工事完了届 オ 工事請負契約書 <非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】 	東京都立青梅総合高等学校				<p><一部開示決定対象公文書> 都立青梅地区総合学科高等学校（仮称）（H16）改修工事 エ 工事完了届 オ 工事請負契約書</p>

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	開示	<対象公文書> 都立豊島地区商業高等学校(14)改修・増築工事 ア 工事検査調書(完了) イ 契約内容変更決定通知書 都立豊島地区商業高等学校(12)耐震診断調査(都立牛込商業高等学校) ウ 1・3・4管理棟 エ 5・6教室棟 オ 4実習棟	東京都立千早高等学校				【東京都立千早高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア及びウからキまでを、開示請求内容2に対しては下記イ及びクの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。 <開示決定対象公文書> 都立豊島地区商業高等学校(14)改修・増築工事 ア 工事検査調書 イ 契約内容変更決定通知書 都立豊島地区商業高等学校(12)耐震診断調査(都立牛込商業高等学校) ウ 1・3・4管理棟 エ 5・6教室等 オ 4実習棟 <一部開示決定対象公文書> 都立豊島地区商業高等学校(12)耐震診断調査(都立牛込商業高等学校) カ 報告書 都立豊島地区商業高等学校(14)改修・増築工事 キ 工事完了届 ク 工事請負契約書
	平成31年1月31日	一部開示	<対象公文書> 都立豊島地区商業高等学校(12)耐震診断調査(都立牛込商業高等学校) カ 報告書 都立豊島地区商業高等学校(14)改修・増築工事 キ 工事完了届 ク 工事請負契約書 <非開示部分及び理由> ・業者の社員名及び資格に関する情報 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】	東京都立千早高等学校				
	平成31年1月31日	開示	<対象公文書> 都立足立高等学校(24)改修及び改築工事 ア 工事検査調書(完了) イ 契約内容変更決定通知書	東京都立足立高等学校				【東京都立足立高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア、ウ及びエを、開示請求内容2に対しては下記イ及びオの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> ウ 平成9年度 財務局 耐震診断調査報告書 都立足立高等学校(24)改修及び改築工事 エ 工事完了届 オ 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由> ・業者の社員の写真 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため【条例7条2号に該当】</p> <p>・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p> <p>・学校施設名及び教室名 犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p>	東京都立足立高等学校				<p><開示決定対象公文書> 都立足立高等学校(24)改修及び改築工事 ア 工事検査調書(完了) イ 契約内容変更決定通知書</p> <p><一部開示決定対象公文書> ウ 平成9年度 財務局 耐震診断調査 報告書 都立足立高等学校(24)改修及び改築工事 エ 工事完了届 オ 工事請負契約書</p>
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> 第三商業高校(12)校舎耐震補強その他改修工事 ア 工事検査調書(完了) 都立第三商業高等学校(13)耐震補強その他改修工事 イ 工事検査調書(完了) ウ 工事請負契約書第24条第2項及び第3項の規定によるスライド額(協議)</p>	東京都立第三商業高等学校				<p>【東京都立第三商業高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア、イ、エ及びオを、開示請求内容2に対しては下記ウ及びカの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。</p> <p><開示決定対象公文書> 第三商業高等学校(12)校舎耐震補強その他改修工事 ア 工事検査調書(完了) 都立第三商業高等学校(13)耐震補強その他改修工事 イ 工事検査調書(完了) ウ 工事請負契約書第24条第2項及び第3項の規定によるスライド額(協議)</p>
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> エ 都立第三商業(9)耐震診断及び耐震補強検討委託 報告書 都立第三商業高等学校(24)改修及び改築工事 オ 工事完了届 カ 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む)であるため【条例7条2号に該当】</p> <p>・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p> <p>・学校施設名及び教室名 犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p>	東京都立第三商業高等学校				<p><一部開示決定対象公文書> エ 都立第三商業(9)耐震診断及び耐震補強検討委託 報告書 都立第三商業(24)改修及び改築工事 オ 工事完了届 カ 工事請負契約書</p>

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> 都立東久留米地区総合学科高等学校（仮称）（H16）増築及び改修工事 ア 工事検査調書（完了） イ 設計変更概要及び理由書</p>	東京都立東久留米総合高等学校				<p>【東京都立東久留米総合高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア、ウ、エ及びオを、開示請求内容2に対しては下記イ及びカの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。</p>
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> ウ 都立東久留米地区総合学科高等学校（北校舎）耐震改修計画評価書 エ 都立東久留米地区総合学科高等学校（南校舎）耐震改修計画評価書 都立東久留米地区総合学科高等学校（仮称）（H16）増築及び改修工事 オ 工事完了届 カ 工事請負契約書 <非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】 ・学校施設名及び教室名 犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p>	東京都立東久留米総合高等学校				<p><開示決定対象公文書> 都立東久留米地区総合学科高等学校（仮称）（H16）増築及び改修工事 ア 工事検査調書（完了） イ 設計変更概要及び理由書</p> <p><一部開示決定対象公文書> ウ 都立東久留米地区総合学科高等学校（北校舎）耐震改修計画評価書 エ 都立東久留米地区総合学科高等学校（南校舎）耐震改修計画評価書 都立東久留米地区総合学科高等学校（仮称）（H16）増築及び改修工事 オ 工事完了届 カ 工事請負契約書</p>
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> 都立日比谷高等学校（24）校舎棟改修工事 ア 工事検査調書（完了） イ 契約内容変更決定通知書</p>	東京都立日比谷高等学校				<p>【東京都立日比谷高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア、ウ、エ及びオを、開示請求内容2に対しては下記イ及びカの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。</p> <p><開示決定対象公文書> 都立日比谷高等学校（24）校舎棟改修工事 ア 工事検査調書（完了） イ 契約内容変更決定通知書</p>

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書></p> <p>イ 都立日比谷高等学校（9）耐震補強工事及び耐震診断委託補強検討報告書</p> <p>ウ 都立日比谷高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託耐震診断報告書</p> <p>都立日比谷高等学校（24）校舎改修工事</p> <p>エ 工事完了届</p> <p>オ 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の社員名及び資格に関する情報 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】 ・学校施設名及び教室名 犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】 	東京都立日比谷高等学校				<p><一部開示決定対象公文書></p> <p>ウ 都立日比谷高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託補強検討報告書</p> <p>エ 都立日比谷高等学校（9）耐震補強検討及び耐震診断委託耐震診断報告書</p> <p>オ 都立日比谷高等学校（24）校舎棟改修工事 工事完了届</p> <p>カ 都立日比谷高等学校（24）校舎棟改修工事 工事請負契約書</p>
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書></p> <p>ア 都立向島商業高等学校（19）改修工事 既存建物耐震改修計画評定書</p> <p>イ 都立向島商業高等学校（H19）改修工事（その2） 工事完了届</p> <p><非開示部分及び理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】 ・学校施設名及び教室名 犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】 	東京都立日本橋高等学校				<p>【東京都立日本橋高等学校】</p> <p>下記ア及びイの文書を特定し、一部開示の決定を行った。</p> <p><一部開示決定対象公文書></p> <p>ア 都立向島商業高等学校（19）改修工事 既存建物耐震改修計画評定書</p> <p>イ 都立向島商業高等学校（H19）改修工事（その2） 工事完了届</p>

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書></p> <p>ア 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟 I-1 (44) 耐震改修計画評定書</p> <p>イ 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟 I-2 (48) 耐震改修計画評定書</p> <p>ウ 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟 II-1 (40) 耐震改修計画評定書</p> <p>エ 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟 II-2 (49) (20) 耐震改修計画評定書</p> <p>都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事</p> <p>オ 工事検査調書（完了）</p> <p>カ 工事検査調書（既済）</p> <p>キ 工事検査調書（一部完了）</p> <p>ク 契約内容変更決定通知書</p>	東京都立八王子桑志高等学校				<p>【東京都立八王子桑志高等学校】</p> <p>開示請求内容 1 に対しては下記アからキまで、ケ及びコを、開示請求内容 2 に対しては下記ク及びサからスまでの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。</p> <p><開示決定対象公文書></p> <p>ア 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟 I-1 (44) 耐震改修計画評定書</p> <p>イ 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟 I-2 (48) 耐震改修計画評定書</p> <p>ウ 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟 II-1 (40) 耐震改修計画評定書</p> <p>エ 都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H16）改築及び改修工事 校舎棟 II-2 (49) (20) 耐震改修計画評定書</p> <p>都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事</p> <p>オ 工事検査調書（完了）（完了）</p> <p>カ 工事検査調書（完了）（既済）</p> <p>キ 工事検査調書（完了）（一部完了）</p> <p>ク 契約内容変更決定通知書</p>
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書></p> <p>都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事</p> <p>ケ 工事完了届</p> <p>コ 工事完了届（一部完了）</p> <p>サ 既済部分検査請求書（第2回）</p> <p>シ 承諾書</p> <p>ス 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由></p> <p>・業者の社員名</p> <p>個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】</p> <p>・印影</p> <p>公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p>	東京都立八王子桑志高等学校				<p><一部開示決定対象公文書></p> <p>都立八王子地区産業高等学校（仮称）（H17）改築及び改修工事</p> <p>ケ 工事完了届</p> <p>コ 工事完了届（一部完了）</p> <p>サ 既済部分検査請求書（第2回）</p> <p>シ 承諾書</p> <p>ス 工事請負契約書</p>
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書></p> <p>ア 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 管理棟耐震診断改修計画報告書</p> <p>イ 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 校舎A棟耐震診断改修計画報告書</p> <p>ウ 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 校舎B棟耐震診断改修計画報告書</p> <p>都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H17）体育館改築及び校舎改修工事</p> <p>エ 工事検査調書（完了）</p> <p>オ 契約内容変更決定通知書</p>	東京都立板橋有徳高等学校				<p>【東京都立板橋有徳高等学校】</p> <p>開示請求内容 1 に対しては下記アからエ及びカを、開示請求内容 2 に対しては下記オ及びキの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。</p> <p><開示決定対象公文書></p> <p>ア 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 管理棟耐震診断改修計画報告書</p> <p>イ 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 校舎A棟耐震診断改修計画報告書</p> <p>ウ 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H16）体育館改築及び校舎改修工事 校舎B棟耐震診断改修計画報告書</p>

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H17）体育館改築及び校舎改修工事 カ 工事完了届 キ 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p>	東京都立板橋有徳高等学校				都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H17）体育館改築及び校舎改修工事 エ 工事検査調書（完了） オ 契約内容変更決定通知書 <一部開示決定対象公文書> 都立板橋地区単位制高等学校（仮称）（H17）体育館改築及び校舎改修工事 カ 工事完了届 キ 工事請負契約書
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> ア 都立淵江高等学校（8）耐震補強検討委託報告書（二次） イ 都立淵江高等学校（20）改修工事工事検査調書（完了） ウ 都立淵江高等学校（20）改修工事契約内容変更決定通知書</p>	東京都立淵江高等学校				【東京都立淵江高等学校】 開示請求内容1に対しては下記ア、イ及びエを、開示請求内容2に対しては下記ウ及びオの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。 <開示決定対象公文書> ア 都立淵江高等学校（8）耐震補強検討委託報告書（二次） イ 都立淵江高等学校（20）改修工事 工事検査調書（完了） ウ 都立淵江高等学校（20）改修工事 契約内容変更決定通知書
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書> エ 都立淵江高等学校（20）改修工事 工事完了届 オ 都立淵江高等学校（20）改修工事 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】</p>	東京都立淵江高等学校				<一部開示決定対象公文書> エ 都立淵江高等学校（20）改修工事 工事完了届 オ 都立淵江高等学校（20）改修工事 工事請負契約書
	平成31年1月31日	開示	<p><対象公文書> ア 都立保谷高等学校（24）改修工事契約内容変更決定通知書</p>	東京都立保谷高等学校				【東京都立保谷高等学校】 開示請求内容1に対しては下記イを、開示請求内容2に対しては下記ア及びウの文書を特定し、開示及び一部開示の決定を行った。

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	一部開示	<p><対象公文書></p> <p>イ 都立保谷高等学校（14）ほか1施設耐震診断調査 都立保谷高等学校 報告書</p> <p>ウ 都立保谷高等学校（24）改修工事 工事請負契約書</p> <p><非開示部分及び理由></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業者の社員名 個人に関する情報の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）であるため【条例7条2号に該当】 ・印影 公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】 ・学校施設名及び教室名 犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため【条例7条4号に該当】 	東京都立保谷高等学校				<p><開示決定対象公文書></p> <p>ア 都立保谷高等学校（24）改修工事 契約内容変更決定通知書</p> <p><一部開示決定対象公文書></p> <p>イ 都立保谷高等学校（H14）ほか1施設耐震診断調査 都立保谷高等学校 報告書</p> <p>ウ 都立保谷高等学校（24）改修工事 工事請負契約書</p>
36	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立〇〇高等学校	1301	令和元年6月28日	東京都は平成17年に校舎の耐震補強工事を行ったと言うが、耐震性能が安全であるという証拠（数値・データを含む）を持っていない。その中で、校舎改修工事計画を決定して「検討資料」を求める。	請求に係る公文書は現に保有しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
37	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立八王北高等学校	1302	令和元年6月28日	校舎の耐震補強工事を実施したとしながら、耐震性能上の安全を確保した“証明”となる“証拠”がない事になる為。	請求に係る公文書は現に保有しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立千早高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立小岩高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立武蔵丘高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立新島高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立拝島高等学校				

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立桐ヶ丘高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立井草高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立富士森高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立府中東高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立狛江高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立千歳丘高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立豊多摩高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立第四商業高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立広尾高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立調布北高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立日本橋高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立深沢高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立東村山高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立成瀬高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立板橋高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立羽村高等学校				

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立杉並総合高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立日野高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立三田高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立上水高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立淵江高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立東大和高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立葛飾総合高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立大泉桜高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立板橋有徳高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立多摩科学技術高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立町田総合高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立清瀬高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立片倉高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立忍岡高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立松原高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立豊島高等学校				

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立竹台高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立練馬工業高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立世田谷総合高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立桜修館中等教育学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立八王子桑志高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立蔵前工業高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立府中高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立保谷高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立三宅高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立五日市高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立世田谷泉高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立足立高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立多摩高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立三鷹中等教育学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立江北高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立日比谷高等学校				

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立第三商業高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立永山高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立大島高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立中野工業高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立神代高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立江戸川高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立八王子拓真高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立園芸高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立南葛飾高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立大島海洋国際高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立福生高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立墨田工業高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立農産高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立東久留米総合高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立葛西南高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立野津田高等学校				

開示請求	決定年月日	決定内容	対象公文書、非開示部分、非開示理由	主務課	諮問番号	諮問年月日	審査請求人の主張	実施機関の主張
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立南多摩中等教育学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立総合工科高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立青梅総合高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立農業高等学校				
	平成31年1月31日	非開示 (不存在)	請求に係る公文書は、現に保有しておらず、存在しないため	東京都立瑞穂農芸高等学校				
38	平成31年2月8日	非開示 (不存在)	当該工事は東京都財務局に施工委託しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	都立〇〇高等学校	1303	令和元年6月28日	何度もたらい回しにされ、請求者では関知しない為。	当該工事は東京都財務局に施工委託しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
39	平成31年2月8日	非開示 (不存在)	当該工事は東京都財務局に施工委託しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため	都立〇〇高等学校	1304	令和元年6月28日	何度もたらい回しにされ、請求者では関知しない為。	当該工事は東京都財務局に施工委託しており、請求に係る公文書は取得しておらず、存在しないため、条例11条2項の規定により、非開示とする処分を行った。
40	平成31年4月19日	非開示 (不存在)	相当の部分及び残りの公文書の決定は行っていない。 よって、請求に係る公文書は、作成及び取得しておらず、存在しない。	総務部総務課	1305	令和元年6月28日	非開示決定通知書2で「相当の部分及び残りの公文書の決定は行っていない。」とあるが、「情報公開事務の手引」他条文及び条例で何等規定されていません。当該理由による場合、その根拠となる理由及び全ての“証拠”を提示下さい。	本件開示請求には、開示決定等期間特例延長通知書が13件添付されており、当該延長通知書において上記の開示を求めるものであった。当該延長通知書は、いずれも請求人が平成30年度に行った公文書開示請求において、条例12条3項の規定により、開示決定等の延長を行ったものである。 これらの開示決定等の延長は、いずれも「一度に多くの種類の開示請求があり、また、開示請求のあった公文書の内容が複雑であるため、本件開示請求に係る公文書の特定に時間を要するため。さらに、本件開示請求について対応を行う主務課に対して、本件以外にも大量の請求が来ており、現時点で検討を行うことができないため。」を延長の理由としている。 これは、平成29年8月以降、請求人から大量の開示請求があり、かつそれらの請求のほとんどが教育庁都立学校教育部高等学校教育課及び東京都立〇〇高等学校に対するものであったことから、当該開示決定等の延長を行った開示請求があった際には、既にそれ以前の開示請求の対応を迫られており、新規の開示請求については、開示決定等の処理期間である14日以内に検討することすらできない状況であったためである。このため、条例12条3項における「相当の部分について60日以内に開示決定等をし、残りの公文書について相当の期間内に開示決定等をする」ことを決定することは、開示決定等の処理期間である14日以内に行うことは困難であった。 以上より、開示請求に係る公文書のうち60日以内に開示決定等をする「相当の部分」及び「残りの公文書」については決定せず、開示請求に係る全ての公文書について条例12条3項の規定により開示決定等の延長を行ったものである。 また、上記の「相当の部分」及び「残りの公文書」については、当該開示決定等の延長を決定する際に合わせて決定するものであり、当該開示決定等の延長を決定する文書以外にこれらを決定した文書は存在しない。 このことから、条例11条2項の規定により、公文書の全部を開示しない決定を行ったものである。